

財團法人明治聖徳記念學會紀要 第五十二卷

研

究

(本紀要所載文章は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

明治天皇御物奉祀の神寶神社

文學博士 加藤 玄智

本會の十一月例會は、毎年之を明治天皇の御記念講演として、天皇御在世の時の側近奉仕の方々などに講師を主として依頼することを常例としたが、追々さう云ふ人々が乏しくなるので、昨年なども様々に苦心してゐると、偶ま予の知人和田幽玄君の出版してゐる『信の日本』(四四號)といふ雑誌を見るに、それに由利公正子爵(よしかみ)に係る神寶神社の事が出

明治天皇御物奉祀の神寶神社 (加藤)

てゐた。由利子爵も元來越前福井の藩士であり、和田君も亦福井縣の人であるから、斯かる記事を掲げたのであらうと思つて段々讀んで見ると、神寶神社といふのは曾て由利公正子爵が長くも明治天皇から賜はつた御物中の劔と鏡とを御神體として 皇祖天照大御神を奉祭した神社であることが分つた。それで昭和十三年十一月の例會には、斯かる神社の事を其の直接關係者に講演して戴ければと思つて、由利家の當主で、公正氏の令孫たる正通子爵に御依頼し、又、其の御紹介で、福井市の足羽神社の社司馬來田氏にも依頼したが、色々の都合で遂に私自身が、それを述べる事になつたのは光榮でもあるが、又不適任であることは申す迄もない。幸ひ今夕は由利正通子爵並に、馬來田社司も御列席であるから、私の間違つた點や、不足の個所を御補正願ひ度いと思ふ。

予は最初此の神寶神社を或は明治天皇の御生祠ではないかと考へたのであるが、段々調査を重ねた結果、それは御生祠ではないといふ結論に達した。予は今まで明治天皇の御生祠を五つ程確めて發表しておいたが、それらに比べると、神寶神社の例は大分異なつてゐる。即ち御神體として神殿に奉安してゐるのは明治天皇の御物であるが、神靈として奉祀したのは、皇祖天照大御神であらせられるのである。これが若し神體・神靈共に明治天皇に在しますならば疑ひもなく神寶神社は御生祠であるが、右の如く御神靈は皇祖であらせられるから、従つて神寶神社は明治天皇の御生祠ではなくして、准御生祠とも名づく可きものであると拜せられるのである。今左に馬來田善廣社司の記する所を引照しよう。

足羽山縣社式内足
羽神社境内鎮座 明治天皇御即位紀念神寶神社事歴

祭 神 天照皇大神 明治天皇 祭 日 十一月三日 創 立 明治元年

由緒 當社は明治初年舊福井藩士從二位勳一等子爵由利公正の創建する所にして 皇祖天照皇大神及人皇百二十一

代明治天皇の神靈を鎮祭し奉れる神社なり公正は初め姓を三岡と稱へ福井毛矢町に生る弱冠の頃より勤王の志篤く橋本左内横井小楠等と共に藩主松平慶永公を輔けて國事に盡瘁す既にして皇室中興するに方り召されて上京し御用度掛の職を奉じて専ら財務を辨じ遂に明治元年八月二十七日を以て長くも 明治天皇御即位の大典を行はせ給ふの御盛舉を登け奉れり此の故に天皇深く其の功を嘉し給ひて辱くも特に當時供用し給ひし貴き御祭器を下し賜へり即ち神鏡、神劍、幣帛、五色御旗、御簾、御提燈、御鋪物はなり、斯くの如きは實に稀代の恩典にして公正を待たるゝ叡慮の程申すも畏き御事にこそ此に於て公正聖恩の渥きに感泣し謂へらく永年山城の舊郡の狹霧に其の御光を蔽はれ給ひし皇室茲に中興し大政古に復りて皇統無窮寶祚萬歲の大紀念たる此の神寶を永く後世に傳へて益我が皇室の隆盛、神國の發輝を祝し奉らばやとて郷里毛矢町なる己が邸内に地を下し御旗の材を以て宮を營み神鏡、神劍を奉安して御靈代と爲し 皇祖天照皇大神を鎮め奉りて社號を神寶神社と稱へ朝夕禮拜怠り無かりしを明治四年再び召されて上京するに當り如何にもして此の得難き尊き御社を長く此の郷土に留めて後の世に至るまでも人をして 明治天皇の赫々たる御功德を欣仰し敬慕し奉らしめ我が國體の精華を永遠に輝さんとて特に皇室に縁故を有し千數百年來朝廷の尊崇淺からざる足羽之宮地を選びて此に之を奉遷せり爾來毎年天長節十一月三日の嘉辰を以て例祭日と定め年々の祭祀絶ゆる時無く明治二十三年秋九月參謀總長兼議定官陸軍大將一品大勳位有栖川熾仁親王より天壤無窮の題字を賜ひて社碑を建設し公正管て天皇より拜受せし衣冠裝束を此に納めて社寶となし

神御服にこゝろを染めていく千代かみくのためにさちいのらん

と赤き心のほどを其の筐の裡に書き記して寄せらる今毎年の例祭日には之を出して諸人に拜觀せしむ其後明治四十五年

七月二十九日畏くも 天皇崩御ましまし給ひしを以て即ち謹んで其の御神靈を合せ鎮め奉りて益皇統無窮寶祚萬歲庶民幸福を祈る所となす

謹みて惟るに幕末弛政國事多端の際に方り 天皇未だ御弱年の御身を以て天津御位に登らせ給ひしより此の方實に四十五年間内治に外交に大御心を惱ませ給ひしこと如何ばかりなりしぞや申すも長き事ながら寛仁英武の御聖徳は遂に能く四海を平定して皇威を宇内に輝し國光を列國に照し給ひて世にも比類なき大業偉績を垂れさせ給ひしに今ははや其の雄々しき大御姿を目のあたりえ拜み奉らずなりてあはれたる嚴の大御神靈魂を此の宮居の内に止めさせ給ふのみいざ世の人々萬世一系の皇統を戴き明治の御代の恩澤に浴せし老若男女よ苟も天皇の語を口にし明治の御代を耳にせん者須らく此の宮居に詣で、天皇の御遺物を拜し此の世におはし、時の有りつる御事の跡を偲び奉り各も各もが思の限り斯の御神靈の慰まるべく御祭仕へ奉りて上聖恩の萬一に報い下我等今日あるの辱さを喜び告げ白さるべきものぞかし嗚呼恐懼

大正元年十一月

足羽社司五十八代 馬來田善廣謹誌

尙由利公正傳には左の如く記せられてをる。

明治天皇は、慶應三年丁卯正月九日 御踐祚あらせられしが、當時、兵馬倥傯、度支窮乏、未だ 御即位の大典を行はせられず、八郎(由利公正)は職を會計に奉ずるを以て、此の盛典の擧げられざるを慨し、力を盡して用度を調辨し、八月に至り御即位御用掛を拜命し、拮据事に従ひ、此月二十七日 御即位の大典を紫宸殿に擧げらるるに及び天下の人心大に定まり皇基のいよゝ鞏固なるを認むるに至れり。

御即位式畢るや、御用掛たりし八郎は 陛下の御精神を籠めさせ給ひたる御祭器即ち御鏡、御劍、幣帛、五色旗、御

簾、鋪物の六種を下賜せられたり、八郎は此特賜に感泣し、且神寶の己れに歸せしを喜び、御旗幹を以て宮を作り、天照大神を祭りて神寶神社と稱し奉り、福井舟場町の庭内に安置し 天皇陛下の萬歳と國民の幸福とを祈りしが、明治四年七月、再び徴されて東京に上るに際し、之を縣社足羽神社の内に移し、同十二年十一月二日、同社境内に社殿を移すに當り正遷宮式祭を行ひ、同二十三年九月、神寶神社建設碑を建て、大勳位有栖川熾仁親王の篆額を拜し自ら碑文を撰し且つ謹寫せり、同二十四年十一月三日、神寶神社の建碑式を行ふ

明治二十四年十一月三日神寶神社の建碑式を行はれける秋當時賜りし神服を該社へ納め奉るとて

麿香間祇候正四位勳二等子爵 藤原朝臣公正

神御服に心をそめて幾千代かみくにのために幸いのらむ

明治三十三年福井市南地大火あり、足羽山に延焼し、山林、人家、堂宇、寺社盡く災に罹りしが、獨り神寶神社のみ全きを得たるは、偏に 聖徳の餘威なるを感ぜしめたりき。(由利公正傳、二四六及二四七)

尙又由利公正傳の口繪に見える碑文は、由利公正自敘の神寶神社創設由來記であるから、之を左に引用する。其碑文に曰く

天壤無窮

神寶神社建設表 參謀總長兼議定官陸軍大將一品大勳位熾仁親王篆額

明治天皇御物奉祀の神寶神社 (加藤)

明治元年八月廿七日

天皇即位臣公正奉命御式廼事乎司流時仁德川能兵濱城越開伎順爾歸須流登雖不違乃徒總野能各地貳
嘯集四東北乃諸藩連合志亭各共封土二據賊勢頗猖獗宮中能多事夜乎以亭日你嗣具然里刀雖王
政復古即位能盛典舉良受婆臣等死酒斗母尚憾美阿里止力衰盡之兵用度乎支辨斯食越忘留丹至流當時
乃勢思不幣伎難梨

天皇能盛德浮雲能遮搜無空晴天白日大典行憐提天下廼人心始庭定滿累公正御用掛乃故遠以庭御祭

器能内御鏡御劍幣帛五色乃御旗御籠鋪物塙給者屢公正案布仁故有類哉神寶予授珂里之乎奉辭提

天皇廼萬歲遠祈權夢圖則御旗掉怨以提宮呼造離

天照大神乎鎮祭志神寶神社藤稱奉里福井城舟塙町三岡家乃私社屠南數明治四年再奉命出京素故愧

以提

足羽神社廼内尼移奉理

天皇能萬歲皇統乃永久萬民廼幸福遠祈蘆者灘理

明治廿三年秋九月

正四位子爵 由利公正敬書

なほ其の明治十七年届出神社明細帳所載の寫を、左に掲げる。

福井縣社足羽神社境内末社

神寶 神社

祭神 御鏡 御太刀

由緒 該二種は 今上天皇御即位祭の御神器なり此の外菊御紋御提燈并御簾を始め種々の物品、由利公正任官の時

之を拜戴し 今上皇帝御寶祚延長を祈らんがため邸内に神祠を經營して之を祭祀す

明治七年三月屆濟の上足羽神社境内に遷座し足羽神社の末社となし姑く神寶の文字を連ねて社號となす

建物 前口 一間一尺
奥行 一間

(以上)

(附記) 「此の社の用材は御即位祭に用ひられし御旗の梓木なり其を尾筋の木匠に托して該御社に造れるものなり」と
由利公正公自ら該社の前にて述らる、于時明治二十年八月二十一日善照聞書に置くものなり。

右馬來田家所藏の記録に在り、善照とは馬來田善照にて善廣前代の社司也。

以上は、足羽神社の現社司馬來田善廣氏の好意を以て、余に附與せられた史料である。

二

何故に予が神寶神社を以て准御生祠であると斷ずるのかといふと、其の理由を明かにするには、先づ由利公正子爵の事から語らねばならぬ。由利公正子爵の傳歴については、『由利公正傳』及び早稻田大學史學會の雜誌『史觀』に京口元吉君が「維新史上の由利公正」の題で書いてゐられるが、それに由つて考へると、由利子は維新の功臣として新政府の財政上に天才的な手腕を發揮した方で、官軍東征の爲の軍費の調達は勿論、明治天皇の御即位式に要する調度萬端の調製整

理についても、頗る心を碎いて、無事に大典を濟ませたのを、第一の勳功として、その他なほ五ヶ條の御誓文の起案者であること、及び維新前朝幕の間に斡旋して、主君松平春嶽公を助け、よく急進分子の暴擧を抑へて、遂に徳川氏をして圓満に政權を奉還せしめたことなどは、共に逸すべからざる公正子の拔群の功績である。

それで、明治天皇は痛くその勳功を御嘉賞あらせ給ひ、大嘗祭當時お用ひあらせられた御物の劔、鏡、旗などを下賜せさせ給うた。現に神寶神社の御神體として奉安せられてある劔鏡は即ちそれであるが、なほ同時に拜領した旗竿の杵を用材として神殿を福井市の自邸内に造營して下賜の品々を奉祭した。是れ則ち神寶神社で、それは恰も明治元年の事であつたが、その後由利子爵は東京に在住する事となつたので、其のまゝ私邸内にお祭り申して置くのは恐れ多い事と考へ、福井市鎮座の式内古社たる足羽神社境内に御遷座申し上げた。それは明治四年の事で、以來神寶神社は同社の境内末社として今日に至つた。祭日は天長節即ち今の明治節當日たる十一月三日と定められ、引續き現在も其の通り實行せられてゐるが、明治四十五年、明治天皇崩御後は、改めて天皇の御靈を皇祖の御靈と合祀し奉つた。かくして參拜者は日に月増加するばかりであると云ふ。

斯の如く、創建當時は、御神體が明治天皇で、御神靈は皇祖天照大御神であらせられたのであるが、天皇崩御の後それが御兩靈奉祭となつて後は、御神體の關係上、且つ又其の御治世が恐れながら我々の時代に近いといふ事も感銘を深める原因となつて、通俗には直覺的に明治天皇の御社とのみ考へて參拜する者が多いと云ふことである。此の事は馬來田社司から直接承つたのであるが、通俗の考へは別として、由利子爵が最初にお祭り申上げた時の精神に遡つて觀察すると、創建當時の御祭神は、明かに皇祖天照大御神に在しまし而もその御神體は明治天皇御即位の時の劔鏡に在すので

あるから、神寶神社はやはり明治天皇の准御生祠とでも申す可きであると思ふ。

ところが此の明治天皇の准御生祠たる神寶神社について更に考へを進めてゆくと、其處に甚だ注目すべき一事實を發見する。それは今日多くの學者が、今上陛下は皇祖天照大御神の御延長に坐しますと屢々繰返して申上げる事が、其のまゝ此の神寶神社に現れてゐることである。勿論御物拜祭當初に、果して由利子爵が學問的に其の事を自覺して御物を御神體に皇祖大神を奉祭する宮を造つたか否かは明かでないが、それが日本精神の本質から來てゐる以上、自覺と無自覺とを問はず、當代の天皇即ち神孫を通し奉つて皇祖の大神を拜してゐるのであつて、即ち日本人の國民意識に於て神祖に坐します天照大御神を、神孫に在します現人神の天皇の御物、劍、鏡を通し奉つてお祭り申したものであると拜察せられる。若しも事實斯かる考へで、由利子爵が神祖神孫を御一體として神寶神社にお祭りこめ申したのであつて、同社の創建當時に、畢竟明治天皇は皇祖大神の御延長に坐すと意識してゐたとすれば、それは結局明治天皇の御生祠とせられるのである。何となれば、當代の天皇は、皇祖大神を御生身に現し給ふ御方であるから、隨つて其の大本に在します大御神を、明治天皇の御物を御神體として奉祭する事は、やがて當代の神皇をお祭り申上げる事になるからである。併し更に之を他の側面から拜すると、普通の御生祠は明治天皇御一柱をお祭り申上げたものであるが、神寶神社の場合には別に皇祖天照大御神がお加はりになつてあらせられるから、予は之を明治天皇の准御生祠とでも申上げる可きではあるまいかと拜察する。

三

以上で明治天皇の准御生祠とも拜すべき神寶神社の概略を申上げたが、元來福井といふ縣は一體に生祠の多い所であ

る。之を他の府縣の例で見ると、大抵の所は先づ一縣一社位のものであるが、それが福井縣には予の『本邦生祠の研究』に載せたものだけでも四社ある。其の一は福井市木田荒町にある鈴木重榮大人の生祠たる世直神社で、予は先年親しく参拜調査を遂げて、拙著『本邦生祠の研究』に詳記して置いたが、その外、今立郡北村には、鈴木準道、徳山明定の兩人及び松平茂昭公の生祠があり、三國港には松平春嶽公を祭つた生祠木立神社が残つてゐる。是等に比べて神寶神社は純粹の生祠であるとは申せないが、明治天皇の准御生祠とも申す可きもので、天皇に御關係を持つ特色の濃かなるものである事に、予は大なる關心を持つ次第である。

それから、これは更に餘論に屬するが、神寶神社の現鎮座地たる足羽神社は、これ亦他の側面から觀て、生祠と深い因縁がある。此の神社は前にも述べた通り延喜式内の古社であつて、御祭神は、生井・福井・綱長井・阿須波・波比岐の五柱の神と繼體天皇であるが、社傳によると、曾て繼體天皇が皇太子に坐しまして越前國に御滞留あらせられ、都へ還らせ給ふ時に其生御魂を同社に留め、皇女馬來田姫をして奉祭せしめ給うたと云ふ事である。是れ當社の御祭神の一柱が繼體天皇に在す所以である。これは正史に記載を缺いてゐる事ではあるが、社傳の通り信ずれば、是れ亦御生祠であると思ふ。又懷疑的な史家があつて、社傳其ものは、徳川時代に出來たものだから、必ずしも古い事實を傳へてをるものとは信ぜぬとしても、少くとも其の云ひ傳へが出來たと云はれる徳川時代には、既に繼體天皇の御生祠の信仰が存在してをつたと云ふことは確實である。又考察の方面を一轉して、日本の宗教信仰の一特色たる祖先崇拜の上から足羽神社の事を考へても、甚だ注意に値する事が出てくるのである。則ち現社司の馬來田氏は、繼體天皇の皇女馬來田姫以來の血統を傳へる神主でをられて、その姓を馬來田と呼ばれてをる。これは恰も出雲大社の大國主神に奉仕する神主は

天穗日命以來の血統を傳へられると云ふ千家氏であるのと同じの關係である。西洋人は自然民族の祖靈崇拜のみを知つて、自然教期の祖靈崇拜から高等なる文明教期の祖先崇拜に進んで發達した日本的祖先崇拜の真相を知らないで、その兩期の祖先崇拜を同一に取扱はんとするが、それは明かに認識の不足であつて、此の馬來田氏の場合の如きは、馬來田姫が其の遠祖であり、それは又、繼體天皇の皇女であらせられ、而てその傳統で祖孫相承けて以て今日に至つた祖先崇拜であるのであるから、それは則ち神孫が神祖を祭るものであつて、それが又昭和の現代、神道又は神社の發達の今日に迄及んでるので、茲に這種の祖先崇拜は立派に文明教期の神道に現れてゐる祖先崇拜たることは勿論であつて、他に類例を擧げて御話をせねば不十分ではあるが、日本の祖先崇拜は、獨り宗教の發達上、自然教期のもの丈では無く、文明教期のものが頗る多いことは注意せなければならぬと思ふ。今參考の爲め足羽神社記を左に掲げておかう。

越前國福井市足羽山鎮座縣社式内足羽神社略歴

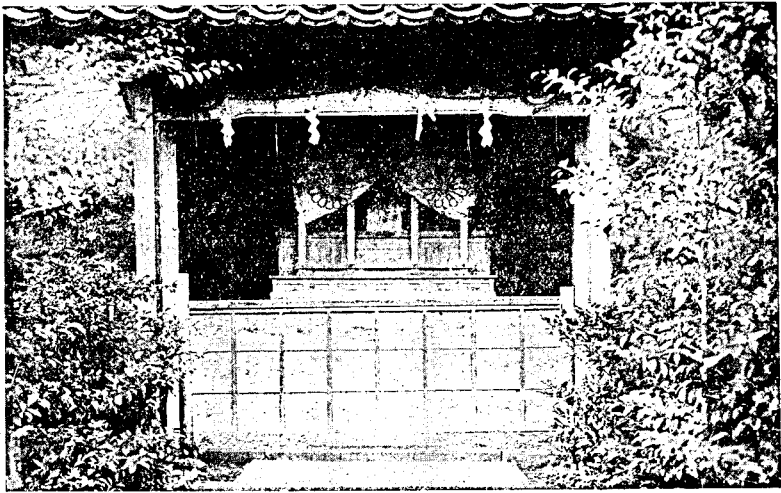
福井縣越前國福井市足羽山鎮座、縣社式内足羽神社は人皇廿六代繼體天皇及び大宮地之靈五座を合せ祀れる社なり。

祭神 生井神、福井神、綱長井神、繼體天皇、阿須波神、波比岐神 祭日 五月十五日

此に齋祀し奉る繼體天皇は、應神天皇の玄孫にましまして、近江國高嶋郷三尾野と云ふ處にて御降誕あらせられ、御名を男大迹王、又は、彥太尊と申す、御父は彥主人王、御母は振媛とて、垂仁天皇七世の孫乎波知君の御子にして、越前國坂中井の人の女なり、天皇御年三歳の時、御父薨じ給ひしかば、御母に従ひて其の郷國越前に到り、高向郷に御成育あらせ給ふ、固より、御性慈仁孝順にして大度あり、長ぜさせ給ふに及び、深く心を民物愛養に留め給へり、當時、越前國內、降水横流して處々に氾濫し、人民耕種するに由なかりしかば、天皇痛く之を憐み給ひ、足羽山に地を下して

一 社宇を建て、此に大宮地之靈を鎮祭して神に誓ひ、地の理に従ひて大に土工を起し、親く勞苦を取り給ひて、信露貴今云白鬼、足羽、九頭龍の三大川を濬し、三國今云坂井港に一の水門を開き、以て諸水を海に注ぎ給ひぬ、是實に、當國御潛龍中の一大偉業にして、特り、土民をして昏墊の害を免れしめ給ひしのみならず、併せて、永世漕運の利を興し給ひしものと謂ふべし、加之、道路を開き、溝渠を通じ、人民の居住を定め、教ふるに、耕種、養蠶、製紙、採石の術、其の他、生業の諸方を以てし給へり、此を以て、田園漸く開けて、五穀能く成熟し、海川の運漕交易して、人家繁榮の土地となり、今に、蠶織を以て當國主要の産業とし、石屬、紙類の産出、衰へざるは、皆偏に、天皇の恩澤に外ならざるなり、此の時に方り、偶々、武烈天皇崩御し給ひ、皇統嗣なかりしを以て、諸大臣定議し、大連大伴金村等、鳳駕を備へて、天皇を高向郷に迎へ奉りぬ、時に御年五十八、天皇謙讓の末遂に其の請を納れ、河内國樟葉宮にて即位し給ひき、然るに當時、天下の民、泰平に馴れて遊惰に流れたりしかば、天皇即位の初、先づ勸業の詔を發して、農桑を勸め、驕奢を飭め、専ら賢才を擧げて内治を整へ、西の方、筑紫國造磐井の叛を平げて民心を安んじ、外は任那を援けて、只管三韓の跋扈を防がむことに力め給ひき、是れ實に、御在位二十五年の間、夙夜叡慮を煩し給ひし所なり、天皇御壽八十二、山城國磐余玉穗宮にて崩御し給ひ、攝津國藍野陵に葬り奉りぬ。

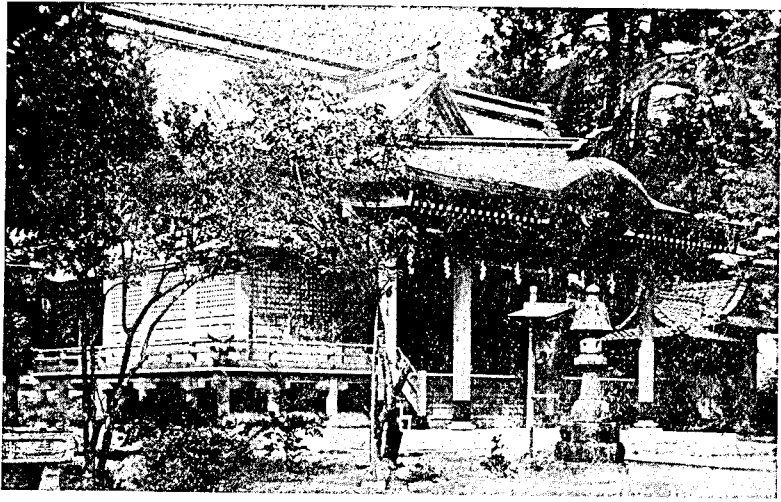
嚮に、天皇越の國を發し給ふに臨み、痛く此の土を慕ひ、厚く此の民を思ひ給ふの餘り、永く此の國の守神たらむとて、躬親ら其の御生靈を此の宮に鎮め、御子馬來田媛を齋主と爲し、以て後事を托し給へり、此に於て、媛は天皇の靈を中央に大宮地之靈を左右に配祀し、社號を足羽宮と奉稱し給ふ、即ち鎮座ます郡を足羽と云ひ、市を福井と云ふも、皆相殿の神の名に因りて名づくる所なり、斯くて媛は其の甥善泰王を養ひて、嗣子とし給ひしより、其の裔孫連綿、祭



明治天皇御物奉祀の神寶神社（加藤）

社神寶神治明（社攝社神羽足）

祀を怠らず、今に奉仕すること五十八代に及べり、之を以て、古來朝廷を始め世々の將軍、國主、亦大に尊崇の典を行はせらる、中にも桓武天皇御宇、文德天皇御宇、及び朱雀天皇御宇には、此の神に神位を授け奉られ、宇多天皇御宇には右大辨を以て、毎年十一月一七箇日の間、鎮魂祭執行の儀を宣せられ、又、世々御厨地を置かるゝこと諸社に稀なりし類、國史舊記に歴然たる所、其の神田地、臨時祭、神主職等に關し今に傳はるものには源賴朝卿を始め、將軍足利家、國主朝倉家等の古文書あり、而して中古以來は、武家傳奏執奏の社格にして、神主四十四代正三位兵部大輔足羽戶景貞に至るまでには神官社家四十一員奉仕せしが、天正兵亂の際社家滅び、神田廢れて除地僅に千餘歩の現域を殘せるのみなりしを、柴田勝家の此の地に封ぜらるゝに方り、深く此の神を尊信ありて、祭供を辨じ、修理を加へらる、是に依りて、昔時の規模に及ばずと雖も、著しく其の格を墜すには至らざりき、後の國主松平家、代々尊敬淺からず永世神供として、年々米二十俵を供せられたり、殊に又、當社は創立御鎮祭の年を紀元とし每五十



足羽神社拜殿

年に、豫め奏聞を経て勅許宣命並に御宸筆を受け、大祀を執行するの定例にして、即ち先祀一千三百年の大祭に方り、文政十二年五月を以て下賜せられし、仁孝天皇の御筆大官地之靈の額字は、國寶と成りて現に奉藏する所なり、而して、社領廢絶の後は、大祀の都度、國主より、廣く管領國中へ布告し、諸人の獻金を以て盛典を營むこととなり、近くは、明治十三年、即ち其の一千三百年に當りしを以て、官に上申して大祀を擧げ、以て神慮を慰め奉りぬ。

伏して惟るに、天皇御在世の間、越國の爲め、邦家の爲め、前後永年、叡慮を盡して遺し給ひし大業光烈は、實に寶祚と共に萬世に傳り、神威と共に四海に輝きて滅すべからざる所、人誰か史乘を緝くの日、皇恩の辱さを追慕敬仰し奉らざる者あらむや、嗚呼尊きかな、畏きかな。

明治四十五壬子歲初夏正遷宮之佳辰

足羽社司 五十八代 馬來田善廣謹誌